



令和7年3月3日

立川市議会

議長 福島正美 殿

立川市議会総務委員会

委員長 松本 あきひろ

行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察月日

令和6年10月29日（火）から30日（水）

2 視察地及び視察事項

視察都市名	視 察 事 項
千葉県野田市	公契約条例について
石川県金沢市	協働のまちづくりチャレンジ事業について

3 視察の概要及び所感

別紙のとおり

総務委員会 行政視察報告書

日 時：2024（令和6）年10月29日

視察先：千葉県野田市

視察項目：公契約条例について

参加委員：松本あきひろ（委員長）、わたなべ忠司（副委員長）、
浅川修一、伊藤幸秀、大石ふみお

対応者：野田市総務部管財課・課長 渡邊宏治氏、
課長補佐 平出知之氏、契約係長 小島氏

◆野田市について

人口：153,533人（令和6年10月1日時点）千葉県の最北端、関東平野のほぼ中心に位置し、東京都心部まで30km、県都千葉市に45kmの距離にあり利根川・江戸川・利根運河と三方を河川に囲まれた水と緑に恵まれた地域。古くから水の恵みを活用し、江戸っ子の食文化を支えた醤油醸造業を中心に文化と歴史豊かに発展してきた。

◆条例制定の背景

一般競走入札の普及により、工事においては過当競争、安値受注、賃金低下、就業者減、後継者難の悪循環が続き、工事の質が保障できなくなるとともに量もこなせなくなっていた。業務委託においても低価格落札が繰り返され、行政も安上がりは良いと見過ごしている状況であり、現場で働く人の賃金にしわ寄せがされ、官製ワーキングプアが発生していた。国の動きとして提供されるサービスや財に対する品質の確保が問題となったことから平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定されたことで品質の確保は図られたが、賃金低下の問題までは解決に至らなかった。その後、平成21年に「公共サービス基本法」が制定され公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等に関し、必要な施策を講じるよう努めるとしていた。連合、全建総連等による公契約法制定に向けての働きかけが行われ、野田市においては全国市長会等を通じて公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備等を図ることを国に要望した。しかし国の動きがないことから、自治体が条例制定を進め、国を動かそうと考え、全国に先駆けて平成21年9月に「野田市公契約条例」を制定した。

◆条例の概要

- ・市は自ら発注する建設工事及びその他の委託業務等において、労働者の賃金の最低額を定める。
- ・その賃金の最低額以上を支払うことを理解して、落札した業者を受注者に決定する。

- ・受注者、下請業者等は、契約に基づいて業務に従事する労働者に対し、市が定める最低額以上の賃金を支払わなければならない。下請業者がその賃金を下回る支払いがあった場合は、受注者も連帯して支払い義務を負う。
- ・市が定める最低額以上の賃金が労働者に支払われていることについては、下請業者等を含めて受注者から提出される報告書等に基づき、市で確認する。
- ・さらに、労働者への周知、違反に対する市の報告聴取、立入調査権、是正命令、契約解除等を規定する。

◆条例が適用される契約

条例を適用する範囲は、手探りで先駆的に導入した当初からは拡大しつつも、条例を導入する他団体でも余り行われていない労働者一人一人に対する支払賃金の確認を職員で実施していることから、実効性を担保するため対象を絞っている。

(1) 工事又は製造の請負の契約

- ・ 予定価格 4 千万円以上の契約（当初の 1 億円以上から 5 千万円以上の変遷を経て）

(2) 業務委託等の契約

- ・ 予定価格一千万円以上の契約のうち人件費の比重が高いもの
- ・ 市長が適正な賃金水準を確保するために特に必要があると認める契約
- ・ 指定管理協定

◆条例が適用される労働者

条例が適用される公契約の業務に専ら従事する労働者を対象にするものであって、元請、下請等の別や派遣労働者、アルバイト、パートの別はない。なお、一人親方については、その態様が様々であり、資材、機材等を持ち込まず、労働力だけを提供する者のみ対象。

◆市が定める賃金の最低額

賃金の最低額の設定に当たっては業務に見合った賃金とするために職種別賃金を採用しているが、工事では積算上の単価ではあっても、支払賃金としての拘束性のない二省単価を基準に、業務委託では明確な基準がないことから、市の職員の給与額などの複数の基準を用いている。

(1) 工事又は製造の請負の契約

農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価に規定する職種など（60種）について、千葉県で定めた日額単価を時給換算した85%の額。

(2) 業務委託契約及び指定管理協定

業務委託も職種別賃金を採用し、その基準は、市職員の給与の額を始め、建築保全業務労務単価、過去に締結した契約に関する賃金に加え、前年度の賃金の最低額に千葉県の最低賃金の上昇率を加味した額。

◆賃金の最低額以上が支払われることの確認

市に確認を受ける書類は、下請業者等を含めた全ての労働者について受注者が提出するとともに、下請業者等が賃金の最低額を下回った場合は、下請業者と連帯して支払義務を負う。

(1) 賃金支払い前の確認

- ・誓約書での確認・配置労働者報告書での確認

(2) 賃金支払い後の確認

- ・労働者支払賃金報告書等での確認

◆適用労働者への周知

受注者は、適用労働者に対して、賃金の最低額以上が支払われていることや違反があるときの通報先などについて書面で周知することで、労働者自身でも支払いが適正に履行されているかを確認できるようにしている。

◆違反等への対応

市が支払い賃金を確認するための労働者支払賃金報告書、賃金台帳などが受注者等から提出されない場合や、労働者の申出などによる虚偽の提出が判明した場合、またこれらの条例の違反する行為に伴う立入検査や是正措置に従わなかった場合、市は契約の解除（指定管理者の場合は指定取消し）と合わせて指名停止を行い、これを公表する。なお受注者は契約の解除（指定の取消し）によって、市に損害を生じさせたときは、賠償の支払い義務を負い、市は受注者が条例に違反したときは違約金を徴することができる。

◆公契約条例の効果について

公契約における賃金を始めとする労働者を取り巻く問題は、国が法律により統一的に規定していくことにより初めて解決されるもの。この法整備の早期実現のための起爆剤として、先導的に条例を制定したものであり、本条例の効果は極めて限定的。

(1) 職種別賃金の採用

業務委託における賃金の最低額については、条例導入後、間もなくして職種別賃金を採用。最低賃金法に基づく最低賃金とのかかわりが深い業務委託において、職種別賃金としていることは他団体でも稀であり、その職種も現在は50を超え、業務に応じた適正な賃金の支払いに貢献できている。

(2) 公契約条例の広がり

公契約の理念だけの規定にとどまらず、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している団体は野田市を含めて32団体。全国の自治体に本来の目的に沿った条例制定の動きを広めていくため、公契約審議会の意見を踏まえながら取組を進めている。

◆課題について

国は最低賃金を引き上げているものの、実質賃金は低下しており、労働者の生活向上にはつながっていない。地方が動いて国を動かそうと考えていたが、最低賃金を上回る賃金の下限額を設定した条例が大きな広がりを見せておらず、賃金の下限額を定めない理念型の条例が見られるなど、地方の足並みはそろっていない。職種別賃金については、法定最低賃金の大幅な上昇に伴い、職種間バランスの維持が難しくなっており、大幅に引き上げると市や事業者の財政負担が過大となってしまう。事業者からは「経験年数が同じでも勤務先によって賃金に差が生じてしまう」「市が定める最低額を上回る賃金を支払うためベテラン職員を配置せざるを得ない」などといった声があり、事業者の賃金体系や人員配置に影響を及ぼしており、一つの自治体の条例での対応には限界があることが浮き彫りとなっている。法定最低賃金の引上げにより、経験年数が少ない若手の労働者の賃金は引き上げられている一方で、一定の経験年数を積んだ労働者の賃金引上げが伴わずに、その差額が縮小している。また、職種を見ても賃金が既に法定最低賃金を上回っている職種では、賃金の引上げが法定最低賃金の上昇とリンクせず、職種間の差額が縮小している。国は給与体系全体の底上げの視点に欠けており、これらの問題解決のためには、中小企業への支援も含めた国の支援が必要であると考え。労働者の賃金を始めとした適正な労働条件の確保のためには、公契約にとどまらず、民間の契約においても同様の対策が求められる。

◆質問事項

Q 条例制定の目的について。

A 公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適切な労働条件が確保されることは、1つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに措置を講じることが不可欠と考えている、このような状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の契約が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい、この決意を基に公契約にかかる業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため条例を制定した。

Q 条例制定によるこれまでの成果と課題は何か。課題は条例改正などにすぐ反映されたのか

A 条例改正については、当時から完成版を作る必要はない、順次拡充改正をしていく、との基本の方向性を打ち出していた。対象の範囲拡大や受託業務の対象拡大、職種別賃金の裁定方法等について随時改正を行ってきた。課題については、制定当時と現在では状況が変わり、新たな課題が生じている。正しく職種別に賃金の最低額を設定しているが、委託業務及び指定管理業務については、公共工事設計労務単価のような賃金の設定根拠となる統一的な公的な資料がないことから、職種間の差額の妥当性の判断が難しい。また職種別賃金を設定してはいるが、職種により賃金の設定根拠は異なるので、

最低賃金の上昇率や設定基準としている金額の上昇により、職種間のバランスを保つのは難しくなっている。

Q 適用範囲及び対象者はどのように考えて条例を規定しているのか。規定範囲から外れる契約との違いが出た場合の対応はどうしているか。

A 適用範囲につきましては、条例が適用する労働者については、元請、下請、また孫請も含めて、派遣、アルバイト、パートも別なく、公契約の業務に従事する方全てを対象としている。また、一人親方についても、資材、機材等持ち込まず労働力だけを提供するものについて、雇用労働者と同様と考えて対応している。契約の範囲としては、1人の専任職員を配置し、その職員ができる範囲と対象を絞っている。

Q 事業者からは、どんな声や反応があったのか。条例制定にあたって、事業者からの意見などは取り入れたのか。

A 労働者側、経営者側との協議については、前市長が中心となって行っていた。また市長が経営者側から意見を得たこともあり、議会でも全会一致で条例案を可決した。当初、条例の制定の時にはパブリックコメント手続きを実施していなかったが、改正時に実施したパブリコメント手続きでは、労働者団体の関係者の方から条例の趣旨に賛同する意見をいただいている。事業者側の意見については、事業者へのヒアリングの中で事務負担が大きいとの意見、契約完了時の確認においては問題なかったということもあり、労働者の支払賃金報告書を、着手時、契約期間中、完了時の3回に改める簡素化をした。

Q 公契約条例では地元業者育成をどのように捉えているのか、条例によって地元発注は増えているのか。

A 野田市では、市内業者育成の観点から、制限付一般競争入札において、市内業者で施工可能な案件については地域要件を市内に限定している。特に公契約条例により増えたということはない。

Q 建設労働者の賃金確保や雇用条件改善につながっている部分が、契約事業者への過度な負担になるのではないかという指摘があるがどのように対応しているのか。

A 工事の賃金等の最低額については予定額を積算する労務単価の85パーセントとすることから、特に予算に関する配慮はしていない。業務委託や指定管理に関しては、参考見積もりを通した上で予定価格を設定することもあるので、賃金等の最低額の設定により賃金の引き上げが必要である場合には、必要に応じて予算の増額を対応しており、経営への影響はないと考えている。こちらについては新単価での差額については予算の方で準備するような形の対応をとっている。

Q 物価高騰や人手不足など急激な変化に対して、公契約条例ではどのように対応しているのか。

A 職種に合った適正賃金の支払いをするよう最低額の設定はしているが、この効果は極めて限定的であり、質問内容にあるような事案等全てを網羅できるわけではない。労働

者を取り巻く問題については、1つの自治体で解決できる問題ではないことがこれまでの取り組みの中で明らかになっている。このことから、国が公契約に対する法整備や、最低賃金法において職種別最低賃金を規定するなど、必要な措置を講ずることが不可欠だと考えている。また、昨今の最低賃金の大幅な上昇により、各事業者間の給与バランスの維持が難しくなっており、事業者負担という課題も生じている。やはり様々な課題を解決するためには国が動く必要があり、法整備や賃金バランスの維持をしていくため支援策をしてもらう必要があると考える。

Q 条例施行に至るまでの議論の経緯及び条例の効果は。

A 前市長は当初、議会において、建設工事に限らず、市が発注する他の業務委託も含めて、これらの事業に雇用される労働者の賃金等を改善するためには、やはり公契約法、国レベルでの法整備がまず必要だろうと考えていたところで公契約条例の制定については当初は考えていなかった。しかし市長会を通して公契約法の整備を要望していたが、全く動かない状況を鑑みて、労働者に関する問題については、1つの自治体で解決するものではなく、国が公契約に関する法整備を行うことが不可欠であるので、野田市が公契約条例を制定し、地方が動き、国を動かすために制定に至った。効果としては限定的ではあるが施設の清掃業務、当時最低賃金の職場であったが、これは公契約条例の最低額は最低賃金を上回っているので、こういった点で効果があったと考えている。

Q 条例が適用されるに至るまでに最ももなった困難はどのような事であったか。

A トップダウンで実施のため、条例の骨格部分もあまり議論なくできた。公契約条例を制定するためには、最低賃金法や地方自治法などの様々な法的な課題を整理する必要があったので、方針として、黒はダメだがグレーなら問題ないという見解を市長の方が示してくれたことから、スムーズに施行に至った。

Q 条例が適用され今に至るこれまでに工夫等された事等はいかがな事柄であったか。

A 条例については、最初から完成系ではなく、順次改正していくとの考えの基、対象工事の拡大、委託業務の拡大、職種別賃金の採用方法ついて随時工夫をして改善している状況。

Q 今後の課題あるいは改善の事等はあるか、もしあったらどのような事であるか。

A 昨今の最低賃金の大幅な上昇により、事業者間の給与のバランスの維持が難しくなっている。事業者の負担という課題も生じているので、やはり国に動いてもらうしかないと考えている。

Q 公契約条例を導入する際に行政側、業者側に事務手間が必要なのか。実施に至り現在までで事務手間に関してのご意見、改善して欲しいなどのお声があったら教えてください。

A 事業者からの意見については、事業者とのヒアリングの中で事務負担が大きいとの意見があり契約時の市の確認において問題がないということもあり、労働者支払賃金報告書を、3回から2回に改める簡素化をした。公契約条例の導入にあたり、受注者から労

働者への周知が必要となるが、受注者任せでは条例の適用がされていることを知らなかった労働者がいたというような事例もあったので、25年度の途中から条例が適用されているチラシを市が作成し、全ての労働者へ配布を受注者にお願いした。

Q 作業員の熟練度に関して資格でもない限り、評価が難しい問題だが、野田市においての下請け単価において、技術技能の正当な評価や各社の事業努力、事業経営に関してお考えがあればお聞きしたい。

A 野田市の公契約条例では下請単価は設定していない。野田市として規定しているのは、あくまで職種における最低額で、最低賃金の上昇により経験者との賃金が縮まってきているのが逆に課題として考えている。解決するためには、やはり全国的な対応が必要と考えている。また、立ち入り検査時の職種の確認において、普通作業員の回答があった場合には、普通作業員に該当する職務の内容について説明をさせていただき、業務内容など確認を行っている。

◆質疑応答

Q 市長は「黒ではダメだけどグレーならいい」という考え方で取り組まれてきたとのことだが、やはり初めて進めることは難しいことだったのか。

A 全国初ということで例のない中での条例制定だったため、方針として完成形じゃなくていいという事、法律違反でなければいいという事の中で、歩みを進めながら完成度を高めていくというような格好だったのでやりやすかったという事は伺っている。

Q 条例制定プロセスの中で議会では全会一致だったとのことだが、議会での議論の中身はスムーズにいったのか。

A 論戦になったということはなかった、労働者の賃金を守るところが皆さんにご理解いただいたと考えている。

Q 条例が制定されて、これまで入札の応募というのは減っていないのか。

A 公契約条例を制定したから入札が減ったとか不調となったということはない。

Q 条例制定までに審議会を設置されたのか、現在の審議会のメンバー構成は。

A 条例を作るとき審議会はなかった、公契約の最低額を決めるにあたり設置された。メンバーは弁護士1名、社会保険労務士1名、キッコーマン労働組合1名、千葉土建1名、野田建設業協同組合1名、野田商工会議所1名の6名。

Q 審議会は定例化されているのか、特に建設業会からの意見はどういった事が多いか。

A 翌年度の最低額を決めるのに1回、課題解決のための他自治体との連携のために1回、大体1~2回の開催が多い。事業者側からは事務手続きが大変、資材高騰や建設コスト上昇でこれ以上は最低額を引き上げていくことは経営として難しいという意見はいただいている。

Q 審議会を行って条例を変える、金額を変えるという手続きはどのようにしているのか。

A 条例については変更していない、金額は審議会で審議し、意見を反映させた上で市長が

定めるという形をとっている。

Q 指定管理の対応について公契約条例での工夫はあるのか。

A 工事も業務委託も指定管理も全部、公契約条例の対象となっている。指定管理については大体 5 年くらいが指定期間でその間、当初設定した最低賃金が後から上がっていくということで最新の単価を使って予算取りして増額して変更契約をするという対応をしている。

Q 公契約条例の国への働きかけへの進捗と展望は。

A 他自治体と課題や情報を共有しながら関係づくりを広げたい。国への働きかけに繋がっていききたい。

◆所感

一般競走入札安値受注による賃金低下、就業者減、後継者難、工事の質の低下等、また業務委託における低価格落札での官製ワーキングプア等が社会問題となっている中、課題解決への先導的取組として全国に先駆け、公契約条例を制定した野田市の決断には大いに評価する。また、これを機に全国各地へ条例制定の動きが波及したことは国への課題定義がなされたものとする。本来は国が課題を捉え、行わなければならない施策である。野田市の制定当時と比べ、現在の状況は社会的にさらに課題が顕著化しており、公契約への全国的な統一意識が重要さを増している。立川市においても公契約条例の必要性を十分に理解と周知を促し、国を動かす一助として野田市は基より、他の先進自治体も参考にしながら取り組みを進めていきたい。

総務委員会 行政視察報告書

日 時：2024（令和6）年10月30日

視 察 先：石川県金沢市

視察項目：協働のまちづくりチャレンジ事業について

参加委員：松本あきひろ（委員長）、わたなべ忠司（副委員長）

浅川修一、伊藤幸秀、大石ふみお

対 応 者：金沢市市民局市民協働推進課・課長補佐 中川智 氏、

係長 神田現 氏

◆金沢市について

人口：455,751人（令和6年10月1日時点）明治22（1889）年に市政が施行、石川県のほぼ中心に位置する県庁所在地。平成8年に中核市、平成27年3月に北陸新幹線が開業。

◆事業の内容について

市民団体や町会等の地域団体、学生団体などから創意と工夫にあふれるまちづくり企画を提案していただき、市民と行政が協働でまちづくりに取り組む事業。

◆事業の目的について

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をするために、市民と市の協働による市政の推進に取り組む。

◆事業導入の経過について

金沢市における行政と市民の関わりは歴史上、加賀藩前田家の城下町として発展してきた中で、篤い信仰心による相互扶助と冬季積雪等による連帯意識から公私協働の土壌が形成され、これがすなわち「金沢型コミュニティ」といわれてきた。金沢市には62校下（小学校区域の単位町会）に1,345町会が存在し、町会加入率は67.74%、住民・町会・婦人会等が連携し、このコミュニティが地域課題解決をしてきた。しかし昨今、人口構成の変化（少子高齢化）や社会意識の多様化・複雑化、地域課題の広範囲化や地域活動参加者の硬直化によりコミュニティのみでの解決が困難となってきた。そこで金沢型コミュニティを基礎としながら地域課題解決のために住民ニーズを的確に把握して専門性を有する団体にも着目し、行政と市民が相互連携で対応する取り組みを始めた。チャレンジ事業の前身となる「ゆめまちづくり活動支援事業」を平成11（1999）年に開始、その後、市民参加の一層の推進と仕組みや制度等の体系化として平成17（2005）年に「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例」を制定。その中で「協働をすすめる市民会議」を組織し、協議事項には・

市民参加及び協働の意識の把握等・市民団体等の経験、知識等の活用・協働等の推進に関する助言、指導できる人材の育成及び活用、とあり、これらを実行するためにそれまで行ってきた「ゆめまちづくり活動支援事業」をより発展させ「協働のまちづくりチャレンジ事業」が平成 23（2011）年に始まった。

◆事業の種類について

現在 4 つの部門で募集している。

- ・スタート部門（設立から 3 年以内の団体）
- ・一般部門（主に金沢市内で原則 1 年以上活動実績をもつ 5 名以上の活動団体）
- ・団体連携部門（異なる複数の団体による連携提案）
- ・学生・高校生部門（金沢市内及び近郊の大学・短大・高等専門学校及び専門学校の学生 5 名以上で構成する団体又は金沢市内の高等学校の生徒 5 名以上で構成する団体）

◆年間事業スケジュール

4 月：募集開始

5 月：1 次審査「書類選考」

6 月：2 次審査「公開プレゼン」・・・採択団体の決定

7 月：事業実施説明会

10 月：中間報告（コーディネーター面談）

11 月：交流会

3 月：事業成果発表会

◆事業の効果について

行政職員の協働に関する意識改革がされ、既存の枠にとらわれない新規施策（予算化）ができるようになった。また専門・機能性を有する団体等の人的地域資源の発見ができたとともに、市民の自主・積極的まちづくり意識が向上した。

◆今後の展望について

市民一人ひとりが、社会の中での役割を認識し、主体的にまちづくりに参画、まちに愛着を持つことで「責任と誇りを持てるまち金沢」を目指していく。

◆質問事項

Q 金沢市協働のまちづくりチャレンジ事業の開始されるに至るまでの経緯及び効果は。

A 説明されたとおり（上記参照）。

Q 事業開始するまでに最ももなった困難はどのような事であったか。

A 平成 23 年開始時の困難事項・課題等は保存年数の兼ね合いから具体的には確認できないが、直近の困難として①行政との協働となった場合、民間ニーズと調整が合わない場合が

ある。②裾野拡大を目的にしているため、NPO 法人だけでなく、設立間もない任意団体も対象としている。組織として成熟していない団体の事業実施にかかる進捗管理・行政との協働が難しい場合がある。

Q 市民要望は多様化する中で、高齢化や自治会活動の担い手不足など、協働のまちづくりを取り巻く社会環境の変化をどのように捉えているか。

A 高齢化や自治会活動の担い手不足に、直接的に市民活動団体が入っていくことは難しく、地域内での調整も難しい。しかし、市民活動団体が広く市内で活動していただく中で、結果的に地域社会・自治会等が果たそうとしている役割の一助を担っている場合もあり、一定の意義があると捉えている。例：子育て世代の情報交換の場や、子どもたちの育ちの場の提供、地域の商店街の賑わい創出に市民活動団体が寄与等

Q 協働のまちづくりを進める予算の変化、市の体制はどうなっているのか。

A ● 予算の変化について 前述したとおり、保存年限の兼ね合いで、予算金額が把握できた年度から説明させていただきます。予算額ですが、市民ニーズを捉え、新部門の創設や見直し、運営体制を見直す中で、やや減少傾向である。（H28：5,100 千円、H29・30：6,300 千円、R1,2,3：5,000 千円、R4：5,700 千円、R5,R6：4,500 千円）

● 市の体制について H23 から市民協働推進課と協働をすすめる市民会議で取り組んでおり、大きい変更はない。

Q これまで、協働のまちづくりを進めてきた成果と課題について。

A ● 成果について 提案事業の中でいくつか市の施策になっているものもある。また、チャレンジ事業に何回も取り組み、NPO 法人として自立化した団体、行政の委託先になれた団体も複数あり、現在でも行政と連携が見られ、行政で対応しきれない市民ニーズを担えている場合がある。

● 課題について チャレンジ事業の応募・採択団体数は右肩下がりではある。裾野拡大に一定の効果があつたため、事業目的を果たしたという視点の半面、市民ニーズではまだまだ資金調達・支援の事業として希望も多く、当該事業の今後の方向性を検討しているところである。

Q コロナ化を経験して、市民と協働のまちづくりはどのように変わってきているのか。

A ● 大きい視点：コロナ禍中、自治会等の活動はかなり制限されていた。コロナ禍以降も、制限が無くなっても活動を戻さない・戻せない（自治会員の理解を得られない、制限によって無くなった事業はしなくていいのでは、という雰囲気醸成）があると聞いている。

● チャレンジ事業に関する視点：コロナ禍以降、特に令和3年は応募団体も少なく、令和4年には応募は前年水準に戻ったが、その後減少傾向にあり、特に R6 は能登半島地震の兼ね合いもあつて減少している。ただ、R4 はコロナに即してオンラインイベントや講座等、コロナ禍ならではの企画があつたと聞いており、様々な手法で活動している点も見受けられる。

Q 協働のまちづくりファシリテーター講座、ワークショップなど、新たな協働の担い手づく

りの取組みについて。

A 市民活動サポートセンター事業として実施している。協働計画 2016 の将来像「自立した市民との交流・連携による協働のまちづくり」により、基本方針「市民等の交流や連携の促進」のもと、H27 より『一般社団法人 会議ファシリテーター協会』に委託。その後 R4 から市内講師に切り替えて実施しており、地域の中で「コミュニティ・コーディネーター」として活躍できる人材を育成している。ワークショップ等の取組みは、現在当課では行っていない。 R6 人数：約 40 名 派遣状況：R4 2 件（21 名）、R5 1 件（5 名）

Q 事業開始から今に至るまで、どのような工夫をされたのか、また、若い人との協働のまちづくりを進めるための工夫などがあれば教えて欲しい。

A 市民ニーズを押さえ、スタートアップに関する簡単な部門や、NPO 等ある程度実績のある団体を対象とした部門を用意したり、市民活動サポートセンターのコーディネーターへの相談を促したり等、挑戦しやすい環境作りに取り組んでいる。また、若い人との協働については、学生部門を設けており、スタート部門や一般部門とは異なり、学生の自主性・主体性を重視し、創意工夫に溢れたアイデアを後押しする、というコンセプトで採択し、取り組んでもらっている。

Q 市として協働のまちづくりで取り上げたい課題・改善などがあるのか。

A ちょうど当課でも、計画見直しに伴って行政間のニーズ調査を考えており、そこで課題や改善点がでてくると想定している。併せて市民活動団体にも調査を行い、互いのニーズをマッチさせられるよう、施策の見直しを行っていく予定。

Q 申請書類に関して手伝ってもらいたいとの相談を受けることが多いのですが、事業計画書、予算書それからの報告書の作成。プレゼン資料の作成と。慣れている方は良いが、それをフォローしてくれる行政側の担当者、もしくは相談先があるのか？書類作成のハードルが高い。難しくて出来ないなどの相談を受ける。

A 当市では条例で金沢市市民活動サポートセンターを設置しており、市民活動団体や地域活動について相談等に応じるコーディネーターを専属でおいている。

◆質疑応答

Q 金沢市は町会加入率が高いが、加入促進活動はどんなことをされているのか。

A 転入されてきた方に町会活動のパンフレットをお渡ししている。加入されたい方に加入連絡票も付け、市役所に提出していただくと金沢市町会連合会の相談員が仲介し、対象の町会長へ連携して加入がスムーズに行くように支援を行っている。また、マンション等が新たに建つ際も加入を働きかける仕組みがなされている。

Q 事業への令和 6 年度は応募が 12 件で採択が 11 件、ダメだった 1 件の理由は。

A 実現性という面で評価が低かった。具体的にはいろんな廃材を持ってきて、それを元に子どもに何かを作ってもらうワークショップをする企画だったが、廃材をどこから持ってくるのか、子どもの安全性等で具体的な説明がなかった。

Q 継続する協働事業について、毎年申請～報告が行われているのか、また毎年新たな事業が積み重なっていくことにより、継続事業と合わせると予算が膨らんでこないのか。

A 年度予算なので都度、応募いただいている。予算上限がある中で継続事業は工夫しながら年々予算節約し、行政と団体のニーズがマッチすれば協働のチャレンジ事業から外し、所管を変えてそちらの予算と一緒にすすめていくようにしている。

◆所感

「金沢型コミュニティ」という歴史的かつ地域特色を生かし、市民と行政が協働でまちづくりを進めてきたことは興味深く感銘を受けた。この特色の持続性を鑑み、条例施行や本事業の仕組みづくりをされてきたことは大変評価したい。昨今の自治会加入率低下や地域社会への参加意識低下等、地域コミュニティの希薄化が懸念されている中、地域の特色を研究し、地域を愛し、持続可能な市民と行政との協働のまちづくりの仕組みづくりを立川でも構築していきたい。